

○総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(調査票等の保存) 第十五条 総務大臣は、調査票を三年間、調査票の内容(特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。 別表(第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係)				(調査票等の保存) 第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容(特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。 別表(第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係)			
品目		調査日	調査担当者	品目		調査日	調査担当者
一 「略」 いくら 塩さば 「略」 アボカド バイナツ プル 「略」 パスタソース 香辛料 「略」 チューインガム グミ 「略」 無菌包装米飯 たこ焼き 「略」 おでん ミートボール 「略」 コーラ ノンアルコールビール 炭酸水 「略」 豆乳 ゼリー飲料 「略」 冷蔵庫 掃除機 洗濯機 「略」 シーツ 「略」 女性用着物 女性用帯 男性用スーツ 男性用上着 男性用ズボン 男性用コート 男性用学校制服 「略」 女性用スーツ 「略」 女性用スラックス 女性用コート 女性用上着 女性用学校制服 「略」 男性用スポーツシャツ 男性用セーター 「略」 女性用Tシャツ 女性用セーター 「略」 男性用シャツ 男性用パンツ 男性用パジャマ 「略」 女性用ショーツ 「略」 男性用靴下 女性用ストッキング 女性用靴下 「略」 男性用靴 女性用靴 「略」 目薬 プロテインパウダー 「略」 ドライブレコーダー ヘルメット 「略」 学習用机 ヘッドホン・イヤホン 「略」 電気かみそり ヘアドライヤー 「略」 口紅(カウンスセリングを除く。) 制汗剤 「略」		「略」	「略」	一 「同上」 いくら 「同上」 アボカド 「同上」 パスタソース 「同上」 チューインガム 「同上」 無菌包装米飯 「同上」 おでん 「同上」 炭酸飲料 ノンアルコールビール 「同上」 豆乳 「同上」 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 「同上」 敷布 「同上」 婦人用着物 婦人用帯 背広服 男子用上着 男子用ズボン 男子用コート 男子用学校制服 「同上」 婦人用スーツ 「同上」 婦人用スラックス 婦人用コート 婦人用上着 女子用学校制服 「同上」 男子用スポーツシャツ 男子用セーター 「同上」 婦人用Tシャツ 婦人用セーター 「同上」 男子用シャツ 男子用パンツ 男子用パジャマ 「同上」 婦人用ショーツ 「同上」 男子用靴下 婦人用ストッキング 婦人用ソックス 「同上」 男子靴 婦人靴 「同上」 目薬 「同上」 ドライブレコーダー 「同上」 学習用机 「同上」 電気かみそり 「同上」 口紅(カウンスセリングを除く。) 「同上」		「同上」	「同上」
二 「略」		「略」	「略」	二 「同上」		「同上」	「同上」
三 「略」 浄化槽清掃代 「略」		「略」	「略」	三 「同上」 清掃代 「同上」		「同上」	「同上」

備考

表中の「」の記載は注記である。

四				
「略」	サブ リ メ ン ト	青汁	「略」	レ ン タ カ ー 料 金
	カ ー リ ー ス	「略」	教 科 書	通 信 教 育
	「略」	コ ン パ ク ト デ ィ ス ク	ペ ット 保 険 料	「略」
	「略」	ウ ェ ブ コ ン テ ン ツ 利 用 料	資 格 試 験	「略」
「略」				

附 則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。